「医療費のお知らせ」「ジェネリック医薬品のお知らせ」をお配りしています！

令和2年6月にお配りしています。

今一度、ご自身の受診方法等を見直して医療費を節約しましょう！

かかりつけ医療機関を持ちましょう

かかりつけ医療機関を持つことで、大病院の初診時に必要となる「特別料金」(全額自己負担)が節約できます。

はしご受診をやめましょう

治療中に自己判断で受診先を変えると、その都度初診料や検査代がかかるため、医療費の増大に繋がります。

ジェネリック医薬品を活用しましょう！

安全性や有効成分が先発医薬品と同等のジェネリック医薬品を使用することにより、お薬代が節約できます。投薬治療が長期にわたる場合、お薬代を大きく節約することが可能です。

ジェネリック医薬品への切り替えにより、お薬代の節約が見込める方に対して、ジェネリック医薬品のお知らせを配付していますので、切り替えをご検討ください。

<医療費のお知らせの見本>

見　本

○○○町
○○　○○　様
○○○−○○○○

医療費のお知らせ

下記の診療月に医療機関等を受診された医療費は、次のとおりでしたのでお知らせします。

令和 ● 年●月診療分

医療費合計	自己負担額	共済負担額
●●●●●	●●●●●	●●●●●

令和 ●● 年●●月診療分

医療費合計	自己負担額	共済負担額
**********	**********	**********

※　上記金額は、それぞれの診療月の組合員と被扶養者の医療費を合算したものです。
医科（入院・外来）、調剤、歯科、柔道整復及び鍼灸あんま
※　上記診療月に受診があった場合でも、医療機関から本組合に医療費の請求が行われていない場合や、レセプトを返戻した場合は上記金額に含まれていませんのでご了承く

<ジェネリック医薬品のお知らせの見本>

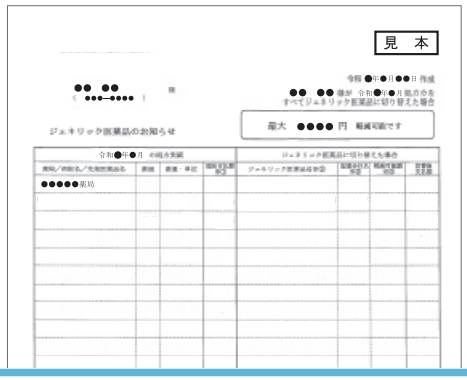
見　本

●●　●●
（●●●−●●●●）　様

令和●年●月●●日 作成
●●　●● 様が 令和●年●月 処方分を
すべてジェネリック医薬品に切り替えた場合

最大　●●●● 円　軽減可能です

ジェネリック医薬品のお知らせ

令和●年●月 の処方実績				ジェネリック医薬品に切り替えた場合			
病院／調剤名／先発医薬品名	薬効	薬量・単位	処方日数	ジェネリック医薬品名称	軽減金額（1日分）	軽減可能期間	切替後総軽減額
●●●●●薬局							

公費負担医療の該当者は届出が必要です！

～ 福祉医療の不該当や該当の確認時期です ～

地方公共団体が実施している公費負担医療に該当する方は、病院などで支払う自己負担金(一部負担金)が公費で助成されますので、共済組合は附加給付(一部負担金払戻金・家族療養費附加金など)を重複して支給しないよう給付調整を行っています。

このため次のような制度に該当するときは、共済組合への届出が必要です。

● 都道府県及び市町村で実施の福祉医療

1. 老人医療費助成事業など高齢者に対する福祉医療給付
2. 心身障害者医療費助成事業など障害者に対する福祉医療給付
3. 母子医療費助成事業など母子家庭に対する福祉医療給付
4. 乳幼児・子ども医療費助成事業など乳幼児・子どもに対する福祉医療給付

このうち乳幼児・子ども医療費助成事業は、居住地の助成対象年齢に該当していれば、同事業の該当者とみなして給付調整をしています。所得制限などで助成が受けられない場合は、その届出が必要になります。